

刑弁でGO!

第42回

トピック

初回接見遅参問題について

刑事弁護委員会副委員長 高橋 俊彦 (52期)

- 1 若手刑事弁護人の多くが尊敬する大先輩は私に「弁護人として選任された当日に行くのが当たり前。どんなに遅くても翌日の朝イチでいくべき」と教えてくれた。

被疑者国選制度が実施されてすでに5年以上が経過し、弁護士の業務の中において被疑者国選が一般的になってきている。しかしながら、その一方で問題がないわけではない。刑事弁護委員会で「初回接見遅参問題」と呼んでいる問題である。

- 2 初回接見の重要性は、刑事弁護人にとっては常識と言ってよい。判例は「弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、身体を拘束された被疑者にとっては（中略）今後捜査機関の取調べを受けるに当たっての助言を得るための最初の機会であって、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されないとする憲法上の保障の出発点を成すものであるから、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要である」（最高裁平成12年6月13日判決）と述べる。

被疑者からすれば、弁護人が一日も早く接見することが重要であることは容易に想像できる。多くの人は、突然「被疑者」とされ自分がこれからどうなっていくのかまったくわからない。逮捕段階では一般の接見がないことを併せ考えれば、自分のことを自分の立場に立って相談することのできる相手は、ただの一人もいない。

- 3 当会では、選任日かその翌日中に接見に行っていない事例について、接見状況が事実か否か、事実ならその理由について事実照会を行っている。むろん、再逮捕・勾留であったため、先立つ別件についての

接見において当該事件についてもすでに打合せが行われている事例など、当該被疑事件について接見していないことが正当と考えられる事情がある場合も多く存在する。その一方で「業務多忙」、「私用」等の理由で接見が遅れてしまう事例も存在する。

初回接見遅参について、正当の理由があるかどうかは、なぜ初回接見が重要であるかというところに立ち返って考えるべきである。多くの弁護士は多忙を極めている。扱う案件も急を要する案件が多い。しかし、自己の担当日に接見できなくなるような予定を入れるべきではないし、仮に予定が入った場合には担当日を交替すべきである（東弁ホームページ上の「マイページ」で担当日交替手続がとれる。）。

その意味からすれば、業務多忙や、他の重大な私用があったこと等だけでは接見遅参の正当理由とは評価されないと考えている。

現在、日弁連を中心として、被疑者国選制度を逮捕段階まで及ぼすべく活動を行っている。被疑者国選制度により逮捕段階の取調べが重要視されている現状に対応しなければならない。しかし、選任日を含めて3日以上接見をしていない事例があることはこの導入の重大な障害となりかねない。選任された日から3日以上接見に行かないなら逮捕時に選任されても、勾留後に国選が選任される現行制度と変わりが無い。被疑者国選制度を逮捕時に早める意味がないとの指摘を受けないようにしなければならない。

- 4 上述の重要性からすれば、選任された当日に接見することが当然である。「選任日の翌日中に行けば大丈夫」ということは本来から言えば妥当ではない。交通の整備された都内ではむしろ「選任当日に行く」ことが当たり前とならなければならない。私自身も冒頭の大先輩の言葉を見習ってがんばっていきたい。

嫌疑不十分で家裁不送致になった事案

会員 横山 友子 (63 期)

1 事案

- (1) 本件少年は、18歳の日本人で、現場作業員であった。

公務執行妨害と器物損壊の被疑事実で勾留決定がなされた翌日に、当番弁護で接見し、刑事被疑者弁護援助制度を利用して受任した。

- (2) 初回接見で、少年から聴取した内容は次のとおりであった。

A 事件当日、駐車場で、交際相手と喧嘩になった。彼女が少年に対し殴りかかって来たので、少年は、咄嗟に彼女を突き飛ばして攻撃を逃れたところ、彼女が地面に転倒し、怪我をした。

少年と彼女は、喧嘩を止めて、怪我の手当のために彼女の家に向かうつもりで、それぞれバイクと原付に跨った。

B パトカーが現場にやって来て、少年のバイクの進路を妨げる位置に停車した。警察官が職務質問を開始したが、少年は断り、その場を立ち去ろうとバイクを発進させ、徐行し、警察官とパトカーの車体の間をすり抜けようとした。

すると、警察官が少年のバイクに近づいて来たため、少年は、警察官に当たらないようにバイクのブレーキをかけ、ハンドルを右側に切った。そのため、バイクの右前部のカバーがパトカーの助手席ドアに当たり、パトカーの車体に引っ掻き傷が出来た。

C バイクがパトカーに当たった途端、警察官が「逮捕だ!」と叫び、少年は地面に引き倒されて、5～6名の警察官に取り押えられた。

2 弁護活動

- (1) 勾留状の被疑事実と弁護方針の決定

初回接見当日、勾留状記載の被疑事実を確認したところ、

B' 少年は職務質問を拒否し、「警察官に向かって」バイクを発進させ公務の執行を妨害し、「故意にパトカーに衝突し」器物を損壊した

という内容だった。

私は、少年は「警察官に向かってバイクを発進したことはない」＝暴行行為の不存在、および「パトカーに故意に衝突したのではない」＝器物損壊の故意がないと考えた。

私は、少年に対し、黙秘権や調書の訂正申立、署名指印拒否について説明し、供述調書を作成する場合には十二分に内容を確認するように念を押した。

(2) 検察官への申し入れ

翌々日、少年が検察庁で取調べを受ける前に、担当検事に対し、嫌疑不存在という弁護人の意見と併せて、少年の言い分を丁寧に聴取されたい旨の申し入れをした。担当検事は、上記Aの事実については知らなかったとのことであった。

私は、上記申し入れと併行して、家庭裁判所宛の観護措置を避ける意見書を起案し、少年の両親や勤務先上司から身元引受書や陳述書を取得し、家裁送致日の活動に備えた。

3 結果 — 嫌疑不十分で釈放

勾留満期前日、担当検事に家裁送致日の最終確認のために電話をしたところ、嫌疑不十分で家裁送致せずにその晩釈放する、と聞かされた。

4 考察

少年事件では「全件送致主義」が取られているが、検察官は必ずしも「全件」を送致するのではなく、①犯罪の嫌疑や②審判に付すべき事由がない場合は家裁に送致しない（少年法42条1項）。送致回避のための弁護活動が奏功した事案であった。